

写

青梅市行財政改革推進プラン
(令和5年度～令和9年度)【仮称】
の策定に向けた提言

令和4年9月

青梅市行財政改革推進委員会

目 次

I	はじめに	1
II	視点1 「社会情勢に対応した行政サービスの推進」について	3
	1 デジタル化の推進による行政運営の効率化	3
	2 市民ニーズを踏まえた行政サービスの推進	6
	3 「開かれた市政」の推進	9
	4 市民の視点に立った情報の発信	11
	5 窓口サービスにおける市民満足度の向上	13
III	視点2 「時代の変化に適応した組織と人材育成」について	15
	1 多様な人材の登用・育成	15
	2 持続可能な組織・機構への見直し	18
	3 計画的な定員管理等の推進	19
IV	視点3 「将来を見据えた戦略的な財政運営の推進」について	20
	1 自主財源の安定確保に向けた取組の推進	20
	2 歳出抑制に向けた取組の推進	26
	3 財政指標の改善	29
	参考	
	青梅市行財政改革推進委員会開催状況	31
	青梅市行財政改革推進委員会委員名簿	32

I はじめに

今回の提言は、令和5年度から令和9年度までの5か年間に青梅市が取り組むべき行財政改革に対して、私たち青梅市行財政改革推進委員会の委員が市民の立場から協議を重ね、とりまとめたものです。

前回の提言から5年が経過し、その間、社会情勢は目まぐるしく変化し、地方公共団体に求められる市民ニーズは、以前にも増して多様化しております。

DX（デジタル・トランスフォーメーション）やカーボン・ニュートラルといった新たな課題が出現する一方、人口減少や少子高齢化の急速な進展などによる市税収入の減少は、青梅市の財政運営に対し多大な影響を与えており、財政悪化に苦しみつつも、さまざまな行政課題への対応を余儀なくされております。

そのような現状を踏まえ、当委員会では、市民目線から見たデジタル化の推進による市民サービスのあり方や自主財源の安定確保に向けた取組など、様々な行政課題について、この提言に向けて幅広く議論を重ねました。

今回、提言としてとりまとめた内容は、今後の行財政改革を進めるに当たり、青梅市が重視すべき基本理念を、以下の3つの視点に分類し、それぞれの視点に対し、各委員から提案され合意が得られた提言で構成されています。

- 視点1 「社会情勢に対応した行政サービスの推進」
- 視点2 「時代の変化に適応した組織と人材育成」

○ 視点3「将来を見据えた戦略的な財政運営の推進」

委員の意見のうち複数の視点にまたがるもの、同一視点内でも項目が多岐にわたるものは、主に該当すると思われる項目に位置付けております。

申すまでもなく、私たちは市政の専門家ではありませんので、行政から正確で詳細な情報を提示頂かなければ、行政課題に関する全てのことを、十分な背景認識にもとづいて議論することはできません。

しかし、青梅市が、新たな行財政改革推進プランを策定するに当たっては、この提言を真摯に受け止め、誠実に具体化していただくことを、私たちは強く望みます。

また、この提言の中には、行財政改革推進プランに反映できない内容もあるかと思いますが、その場合には、反映できなかった内容とその理由について、本委員会に報告していただくことを望みます。

最後に、今後策定される新たな行財政改革推進プランにつきましては、目標の設定のみに満足することなく、最終年度までの進捗管理をしっかりと行うとともに、個々の取組項目に対する成果と課題について、数値等をもととした客観的な視点による検証を行っていただくことが重要だと考えますので、ぜひ実践していただきますようお願いいたします。

Ⅱ 視点1「社会情勢に対応した行政サービスの推進」について

近年、あらゆる分野におけるデジタル化が急速に進展し、市民生活や社会活動に対する利便性の向上が図られている中、市が行っている市民サービスに関する部分についても、更なるデジタル化が求められております。

この視点に関する提言内容では、デジタル化の推進を主眼に置き、「デジタル化の推進による行政運営の効率化」、「市民ニーズを踏まえた行政サービスの推進」、「開かれた市政」の推進、「市民の視点に立った情報の発信」、「窓口サービスにおける市民満足度の向上」といった項目を設定し、それぞれの取組内容を掲載しています。

1 デジタル化の推進による行政運営の効率化

(1) デジタル化の推進による行政運営の効率化

青梅市の人口将来予測も減少が予測されています。市民税等の税収減を想定すると、業務の効率化を一層図り、職員数の削減も視野に入れて、業務全般に対するデジタル化やA I等の導入を推進する必要があります。

(例1) 市民サービス業務や各種申請業務、入札関係業務等に対応時間を設定し、人手と時間が掛かる業務を洗い出す。

(例2) 各種委員会等における会議後の議事録作成に掛かる時間を削減し、

時間を有効に活用するA I 議事録作成ツールを導入する。

デジタル化の推進に当たっては、その進め方や阻害要因を分析・検討したうえで、国や東京都と連携を図り、着実に実施する必要がありますが、デジタル化については、業務の効率化ばかりでなく、市民サービスの向上も合わせて図られるよう検討が必要です。

また、検討すべきデジタル化および市民サービス向けシステムについては、その運用により、市民の理解およびその利便性が向上したかについてのモニタリングを行い、官民合わせた「デジタル化推進協議会（仮称）」等を設置して、改善を図っていく必要があります。

なお、今後、デジタル化を進めるに当たっては、国が推進する「政府相互運用性フレームワーク（G I F）」で、氏名や住所など社会基盤データが網羅され、システム開発の「ひな型」として使えるよう進められており、今後、開発の効率化や企業間連携が可能となるため、G I Fが、A P I（アプリケーション・プログラム・インターフェース）までブレイクダウンされた場合の連携等を意識したデジタル化を検討し、西多摩地域のI T事業者等に情報公開していく必要があります。

(2) デジタル化における情報セキュリティの強化

市民サービス等の向上に向け、各種業務のデジタル化を推進するに当たっては、メール送受信時、P P A P※対策や、徹底した個人情報管理とセキュリティ対策等を講じ、個人情報の流出やサイバーテロ等の被害に遭わないよう取り組む必要があります、特に、委託先の管理監督について、留意しなければなりません。

※P P A P…パスワード付きZ I Pファイルを送り、その後、メールでパスワードを送る手順のこと。

(3) デジタルを活用した支援策の実施とデジタル弱者対策

今後の高齢化の進展および地域の過疎化を踏まえ、I C Tを活用した新たな高齢者支援策を検討する必要があります。

また、デジタル化を進めるに当たっては、I T機器を苦手とするデジタル弱者に対し、年間開催日数などの取り決めをし、利用方法を学べる場を設けるなど、ユーザー目線に立った支援を行う必要があります。

2 市民ニーズを踏まえた行政サービスの推進

(1) 電子申請の取組強化による利便性の向上

現在、マイナンバーカードを活用した住民票の写しや戸籍証明書等のコンビニ交付や、一部手続きにおいては、市ホームページからの電子申請を可能としています。市民サービスの向上の観点からも、全ての申請手続きおよび入札や契約手続きにおいて、電子申請を可能とし、窓口に行かなくても対応できるよう取組を図るほか、電子化できていない手続きについては、一覧化・可視化し、「デジタル化推進協議会（仮称）」等での推進を図るべきです。

なお、現在、一部の予約申請については、電子申請を行っているものの、電子上で完結しない手続きとなっているため、改善する必要があります。

また、施設予約等の電子申請時の支払いなどに対し、スマートフォン決済やクレジットカード決済、更には地域通貨による決済など、さまざまな決済方法で対応できるようにすることは、市民の負担軽減や行動制限時における行政支援サービスにもつながることから、検討する必要があります。

(2) “誰にでも伝わる情報発信”への改善

現在、市が公開しているホームページにおいては、トップページか

ら知りたい情報に辿り着くことが難しく、検索エンジンを利用せざるを得ないことが多いことから、初めて閲覧する人や操作が苦手な人でも簡単に情報が得られるよう改善が必要です。

さらに、市の外部の人々に対しても、広く青梅市の情報を公表することも、極めて重要であることを念頭に置く必要があることから、ツイッター等のフロー型メディアについても更なる活用を図り、市民等に対する情報発信を強化するほか、今後の広報については、従来の文字媒体によるもののほか、動画や音声についても活用していく必要があります。

また、市民サービスアプリの一元化への取組として、市民にとって利用情報が集約された、分かりやすく使いやすいデジタル化を目指し、一つのアプリに情報を集約する「スーパーアプリ」と呼ばれるものを、市民に提供していく取組を進める必要があるほか、活用できる情報の公開率の向上として、オープンデータとしてデータを使いやすい形で公開する必要があります。

現在、青梅市が、どの程度公開しているかは不明ですが、東京都としては79%となっております。データの公開率を高めれば、民間企業が独自にアイデアを出し、サービス提供できる幅が広がる可能性があります。

ます。

(3) 市民ニーズの変化に即応できる短期P D C Aサイクルの実施

民間では、四半期ごとや月ごとなどの短期P D C Aが一般的である中、市の事業評価は年度単位となっています。それでは社会の変化等に的確に対応することができず、事業の改善にも時間を要してしまうことから、全ての事業において、短期P D C Aサイクルを導入し、年度中でも積極的に事業の修正が行えるよう改善が必要です。

さらに、年度単位の財政情報も年度終了後、半年以上経過しないと公表されないため、市議会の承認前であっても、素案として公表できないのか検討する必要があります。

(4) 市民生活向上のための国や都との連携協力体制の構築

河川や道路工事等といった国や都が所管する事業に対しても、市民生活の向上を図るため、市民の要望に応じて、国や都に対し働きかけを行うなど、市と国や都との連携協力体制の構築が必要です。

(5) 公共交通機関維持に向けた取組

公共交通網が無ければ、市民の移動が不便となり移動できなくなるため、コスト面の判断だけでは、市民サービスの低下を招くだけでなく、人口増の妨げになる可能性があります。

バス路線の維持については、事業者に対し、エコ型バスやA Iバスなどの導入、民間企業と連携した荷物等の運搬等といった、コストダウンにつながる取組の実施について、働きかけを行うことも必要と考えます。

また、市民から意見を聴取したうえで、地域巡回型のエコバス導入についても検討するほか、モノレールの青梅市近隣まで延伸する取組についても、再開できれば進めていただきたい。

(6) 観光客による公共交通機関の利用促進

鉄道や路線バスといった公共交通機関を維持していくうえで、乗客確保が大変重要であるため、西多摩地域の自然や歴史的文化財等をPRし、公共交通機関を活用した観光案内をすることによって、観光客の増加を図り、公共交通機関利用者の増加を目指す必要があります。

3 「開かれた市政」の推進

(1) 職員給与情報の公開

職員給与の適正化を図るうえで、単に青梅市の給与情報だけでなく、東京都や近隣市町村等と比較し、その総額や平均値等について把握するとともに公開する必要があります。

(2) 行政課題の解決に向けた課題と目標の明確化と市民等との協働による問題解決に向けた体制づくり

行政課題を解決するに当たっては、課題とともに、課題解決に向けた目標・方針を、市民に対して明確に示し、広報活動を通して課題と目標・方針の共有化を図り、市民等との協働により解決する体制づくりを推進するべきです。

行政課題を解決するに当たっては、課題とともに、課題解決に向けた目標・方針を、市民に対して明確に示し、広報活動を通して課題と目標・方針の共有化を図り、市民等との協働により解決する体制づくりを推進するべきです。

(3) 各種情報のデジタル化による情報公開の推進

行政情報の公開に当たっては、各種情報のデジタル化を進めるとともに、デジタル情報による公開を推進するほか、市民が求める情報が容易に閲覧できるような環境整備に努めるべきです。

(4) 業務委託に対する各種見直しの実施

各種業務を外部委託するに当たっては、その委託内容についてよく精査を行う必要があります。特にシステム運用にかかる委託については、セキュリティ対策等の面も考慮しなければならないほか、業務委託に対しては、財政効率化の検証を行う必要がありますが、市外企業より市内企業への条件等の緩和も検討する必要があります。

また、委託契約に対する入札方法については、行政としての取り決めをされた額を超える高額な契約には、随意契約を排し、競争入札情報

の公平で迅速な発信を心掛け、条件等の情報の公正性の確保に努める必要があります。

ただし、単純に随意契約を排することは、逆に委託内容の品質を落とす原因にもなるので留意する必要があります。

また、変化が激しい時代でもあるので、年度単位での契約に縛られることなく、柔軟に対応するとともに、年間、一定額を超え、長期間継続する契約についても、例えば、3年以内の契約とすることや、契約期間内であっても、契約の見直しや効果の確認がしやすい契約とすることが望まれます。

セキュリティ対策に関しては、情報の取り扱い、特に個人情報のセキュリティについて、例えば、業者選定に、Pマーク取得やISMSを取得したセキュリティ意識の高い企業を選定するなど、セキュリティに対する実行性を、常に点検する必要があります。

4 市民の視点に立った情報の発信

(1) デジタルを活用した防災情報の発信と高齢者の見守り

近年、全国的に自然災害が増加する中、青梅市においても、台風等による被害が増加していることから、市民の安全を確保するため、従

来の防災行政無線等による情報伝達に加え、国土交通省が運用を始めている「氾濫危険情報」等など、公開されている情報を組み合わせて、スマートフォン等を活用したデジタル災害情報の発信も強化する必要があります。

また、高齢化の進展に伴い増加する高齢者の見守り方法についても、デジタルを活用した仕組みづくりを検討するとともに、自治会をはじめとした地域コミュニティの協力を得る必要があります。

(2) 市民にとってわかりやすい行財政情報の発信

市民センターを活用し、市民や市を訪れた方が、青梅市において知りたい情報を簡単に得ることができるよう、市民センター等にタッチパネル式の大型デジタルサイネージを設置し、市政全般にわたる検索・説明サービスの提供を実施するべきです。

また、市のホームページについても、市民が利用することが前提であるため、情報を得ることが苦手な方でも、知りたい情報に辿りつけるような使いやすさを目指す必要があります。

さらに、市の広報機能を向上させるため、防災情報の発信強化および市民参加による新たな情報発信・コミュニケーションプラットフォームの創出を目指し、既存の防災行政無線やツイッターやLINE等

のSNSによる情報発信のほか、例えば、青梅駅前再開発ビルなどを活用して、FMラジオ局を開設し、情報提供の充実を図る必要があります。

市の財源確保策については、広報おうめ等で周知しているものの、市民の関心を高めるには至っておりません。今後も継続して市民に対する情報周知に努めるほか、周知に当たっては、市財政の実情が分かるよう表現を工夫する必要があります。

5 窓口サービスにおける市民満足度の向上

(1) “誰もがわかりやすい窓口”への改善と窓口業務で得た情報をもとにした市民サービス改善サイクルの取組

現在の窓口の仕組みや情報提供方法について、利用者の視点に立った検証を行い、若年層や高齢者を含む全ての市民にとって、わかりやすい窓口（例：ワンストップ窓口への改編やコンシェルジュサポート）等への改善に努める必要があります。

また、窓口業務については、職員が直接市民と触れ合い、声を感じ取れる場と定義し、可能な限り職員が直接対応する機会が増えるよう改善に努めることにより、そこから得た情報をもとに、市民サービス

の改善を目的とした「OODA（ウーダ）ループ」という「やってみて短期間で職員が自ら考えて改善していく」サイクルが導入できます。

また、市民サービスの向上に対し、新しい仕組みや様々な手法を取り入れる機会として、窓口業務や総合窓口において、感染症の拡大や論理的でスムーズな対応が必要となる場合などを想定して、遠隔リモートでの「Vチューバー」を活用した窓口対応についても、検討の余地があります。

Ⅲ 視点2「時代の変化に適応した組織と人材育成」について

全国的な少子高齢化の波は、青梅市にも押し寄せており、人口減少が進んでいることから、今後、将来の人口規模に見合った行政のスリム化は避けて通れません。また、さまざまな分野において、専門性、多様性が求められており、それらに対応できる職員の育成も課題となっています。

この視点に関する提言内容では、今後の社会変革に対応できる組織と人材育成等を主眼に置き、「多様な人材の登用・育成」、「持続可能な組織・機構への見直し」、「計画的な定員管理等の推進」といった項目を設定し、それぞれの取組内容を掲載しています。

1 多様な人材の登用・育成

(1) デジタル化の推進に対する協議会の設置と外部要員の登用

国においても、デジタル化の推進については外部要員を活用していますが、地方行政でも人材確保は難しい面もあります。副市長が参加する東京都市区町村CIOフォーラムを補完する形で、IT事業関係者等と連携し、官民共同での「青梅市デジタル化推進協議会（仮称）」を組織するほか、最高情報責任者（CIO）補佐や最高技術責任者（CTO）補佐として外部要員を登用するなど、デジタル人材の確保を

検討する必要があります。

また、不動産取引売買や賃貸借契約についても、押印電子化も法改正されてきているので、専門的な人材の採用や育成を行い、ネット上での情報公開や契約のデジタル化を推進し、効率化やスピード化、そして情報の可視化を図るべきです。

(2) ファミリー層の移住・定住を促進するための市役所内部からのムーブメント

青梅市の移住・定住策の推進を図る取組として、市が策定した「青梅市移住・定住促進プラン」に掲げるターゲットであるファミリー層等と同世代の職員が中心となって、青梅市への移住・定住に対する内部リサーチを行い、市外居住者から見た青梅市への移住・定住に対する実情と課題等を調査・研究し、そこで得た結果を施策へフィードバックすることで、より実情に沿った移住・定住策の展開を図ることができると考えます。

(3) 人材育成のための職員研修制度の充実

国や都、民間企業に対し職員を派遣することにより、派遣先における業務を通じ、先進的な知識や効果的な仕事の進め方等を吸収してもらうことで、市行政を効率的に推進する広い視野を持った人材の育成

を図るべきです。

また、希望する職員に対し、大学院等での学習機会を与えることにより、行政職員としての能力の向上、リーダーとなりえる人材の育成を図るべきです。

(4) 専門知識を有する民間からの人材登用

業務が多様化する中、さまざまな専門知識を有する人材の確保を図るうえでも、民間の人材の積極的な活用を検討する必要があります。

(5) DX部門の体制強化

令和4年度から、デジタル化の推進に特化した部署の運用が始まったことを受け、今後は、その部署に人材を集め、トータルのデジタル化の推進を図っていく必要があります。

(6) 女性職員の計画的な管理職登用と育成計画の策定

市役所内における女性活躍を推進するため、女性の管理職登用について、数値目標を掲げて推進するとともに、それと合わせて、なぜ管理職になることを望まない女性職員が多いのかをリサーチし、必要に応じ、環境の改善を図る必要があります。

また、女性の管理職の登用に当たっては、育成計画を策定し、計画的に人材育成を実施すべきであり、女性活躍施策の推進やジェンダー平

等の実現といった特命事項を担当する市長補佐官や青梅市顧問などといった特別職の任用についても検討すべきです。

2 持続可能な組織・機構への見直し

(1) マイスター職員の育成

建設費等の競争入札における入札予定価格の積算など、専門的あるいは特殊な知識を必要とする部署においては、通常の人事異動サイクルを見直し、専門知識に精通した職員の育成に努め、目標成果達成サイクルの短縮や仕事の成果に対する質を高めていくべきです。

(2) 市民が分かりやすい組織体制と組織名称への改善

既存の組織体制、組織名称の一部には、市民から見て分かりにくい部分があります。また、効果的、効率的な業務の推進を図るためにも、既存体制を見直し、市民から見て分かりやすい、イメージしやすい組織体制と組織名称への見直しを行うほか、適正な職員配置を行う必要があります。

3 計画的な定員管理等の推進

(1) 人口減少予測にもとづく定員管理等の推進

人口減少が続く中、業務内容、業務量の徹底した見直しを行ったうえで、現行の青梅市総人口と職員の比率を基準に、今後の人口減少予測に応じた職員数の適正化に向けた見直しが必要です。

IV 視点3 「将来を見据えた戦略的な財政運営の推進」について

コロナ禍や世界情勢の急変による景気の低迷は、市民や市内企業に対し、多大な影響を与えており、その影響は、市の基幹財源である市税収入にも及んでいます。

少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中、今後、青梅市の財政運営は大変厳しい状況となることが予想されます。

この視点に関する提言内容では、今後予測される厳しい財政運営の改善を主眼に置き、「自主財源の安定確保に向けた取組の推進」、「歳出抑制に向けた取組の推進」、「財政指標の改善」といった項目を設定し、それぞれの取組内容を掲載しています。

1 自主財源の安定確保に向けた取組の推進

(1) 自主財源の確保に向けた「特区制度」の活用と企業誘致の推進

自主財源を確保するうえで、「国家戦略特区」制度の活用を検討し、青梅市の魅力や市民生活の向上、防災面の強化や市内産業の振興等を図ることで、新たな市民を獲得し、自主財源の確保につなげるべきです。

なお、「国家戦略特区」については、効果の是非を論ずるのではなく、

あくまでも自主財源の確保の観点から、導入について調査・検討する必要があるほか、特区申請についても、あらかじめ目標件数を定め推進する必要があります。

(例) 減税特区：消費税やガソリン購入時に含まれる 57 円ものガソリン税、そこに対する消費税課税などの二重課税の問題に対して、国より先進的に取り組んでいくと、物価高の状況下で、市民や事業者にとって、効果が高いものになると思われま

す。移民特区：人口減少対策として移民特区を申請します。国も高度専門職の在留資格や永住権の取得緩和への制度改革に乗り出し始めています。いろいろな問題が出てくると思いますが、そういう課題を、新産業や新事業の創出に取り組む企業や市民と一緒に解決し人口増の実現を目指します。ただし、人口の増加を目的とするあまり、将来の歳入増加があまり期待できない単なる家賃補助などの補助金政策はとるべきではありません。

農業特区：時代は急激に変化しており、過去の延長上での計画では取り残されていく危険性もあります。食糧自給率 37% (カロリーベース) という現状で、食糧問題が急浮上しており、今後の

大きな課題になることが予想されています。農業経営の妨げとなる規制の撤廃を検討していく必要があります。

ドローン特区：ドローンを防災ツールとして活用し、災害現場などの監視・調査を行うほか、緊急時には、医薬品や通信機器などを配送します。

また、平常時は、明星大学青梅校の敷地等を使用し、ドローン教室や講習会を開催します。

自動運転特区：自動運転の実用化には、実証実験が欠かせません。広いエリアを持ち、高齢化が進む青梅市では、交通網の未来に対する課題解決策を検討することも重要です。

青梅市には、実証実験が可能な場所があり、フィールドを用意することで、企業の協力が得られる良い場ともなります。

また、自主財源の安定した確保には、受け皿となる雇用面の整備も必要となることから、企業誘致の更なる推進が必要です。

企業誘致については、あらゆる産業の国内回帰と国産化への動きを、これからの未来展望の一つとして捉えて取り組む必要があります、高い目標を掲げて取り組む海外展開企業の誘致活動や、未来性のある産業の誘致を目標の方向性に定め、押し進めていく必要があります。

す。

未来性のある産業例：宇宙・航空産業、ヘルスケア産業、防衛産業、

一次産業（農業、畜産等）

それと合わせて、市内企業の転出防止についても対策が必要であり、企業の人材リソースと用地への対応の解決策を考える必要があります。

（２） 青梅市の地形を活かしたゾーニングによる「自然との共生」と「居住」エリアの位置づけ

将来的な都市間の生き残りを視野に入れ、市内西部地域を、観光や自然との共生をテーマとした地域と位置づけ、観光客の誘致を図るべきです。

また、市内東部地域については、国や都の補助等を得てコンパクトシティ化を進め、地域の活性化、利便性の向上を図るなどといった、青梅市の地形を活かした取組を行うことで、他の自治体との差別化を図るべきです。

（３） 明星大学青梅校の活用方針の検討

明星大学青梅校については、青梅市にとって貴重な土地資源となることから、その活用策について検討する必要があります。

(例) 映像制作のロケ地としての実績も調査したうえで、新たな観光資源と財源確保の創出を目的とした「映画製作ロケーション提供事業（青梅映画村事業（仮称）」

なお、明星大学青梅校の活用にあたっては、購入の是非を含め、市だけで決めるのではなく、市民の意見も考慮する必要があります。

(4) 税収確保に向けた市民の意識向上

自主財源の根幹である税収を増やすには、地元産業の活性化はもとより、市民に対する納税意識の涵養が必要です。

(5) 山間部を活用した新たな経済活動の創出

青梅市の63%の面積を占める山間部を活用した新たな経済活動を創出することにより、安定的な自主財源の確保につながります。

(例) 都市部への距離という利点を活かして、区部に分配される森林環境譲与税の受け皿となる「環境学習・教育の森」としての活用を推進

(6) 人口動態および市税減収の分析と今後の施策への反映

安定的に自主財源を確保するには、過去からの人口動態について分析を行い、その原因等を明確にする必要があります。特に生産年齢世代における転出理由についての分析は必要であり、その分析については、今後の施策に生かす必要があります。

また、市税の減収理由についても原因等を明確にし、今後の増収施策に反映させる必要があります。

(7) 産業育成としての農業振興と再生エネルギーの活用

今後の青梅市の産業育成において農林業の推進は必要であり、特に農業については、地場産農産物のブランド化や、移住者も視野に入れた新規就農者の獲得などを通じて、農業振興の活性化を図る必要があります、そのためにも農地保全は必要です。

また、農業関係大学の誘致活動に取り組んだり、農業体験や宿泊施設の誘致、観光拠点ともなる道の駅を開設するなどして特産物の販売等を行うことなどを通じて、農業の6次産業化を後押しする必要があります。

ほかにも、脱炭素化の流れがある中で、企業等の協力を得ながら、再生エネルギーの地産地消についても具体的に検討すべきです。

(8) モーターボート競走事業収益金の確保

青梅市にとって、モーターボート競走事業収益金は重要な財源であり、今後も継続して大型レースの誘致や、売上向上に向けた取組を推進していく必要があります。

2 歳出抑制に向けた取組の推進

(1) ごみの資源化の一層の推進による経費の削減

ごみの処分に対する経費は毎年多額を要することから、経常経費の削減および環境保全、省資源の促進の観点からも、ごみの分別による資源のリサイクル化の徹底について、広く市民に呼びかける必要があります。

(2) 補助金制度の徹底した見直し

市では、多くの組織、団体等の事業活動に対し補助金を支出していますが、事業費に対する補助金に対しては、今日的な観点から、事業の使命・役割、事業活動の実態、効果等について精査し、今日的要請に答えられているか、補助事業から得られた成果を検証して、事業活動（補助金）の存続、縮小、廃止等について、慣例を排し見直しを行う必要があります。

また、補助金は、単に市民の負担を軽減するだけでなく、市にとって将来のリターンが期待できるものでなければなりません。

なお、国等からの交付金についても、使い方の検証を進めることが望ましいです（例：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等）

(3) 青梅市立総合病院に対する財政支援の要請

一般会計からの繰出金の抑制に向け、地域の中核的な病院としての役割に見合う、東京都への大規模な財政支援の要請を行うほか、公立阿伎留医療センターなどの西多摩保健医療圏の公立病院との間で、再編・ネットワーク化に関する検討を進めるなど、さらなる経営強化に取り組む必要があります。

(4) 既存保育事業のあり方の見直し

青梅市は、認可保育所の数も多く、待機児童数も極端に少ないため、子育てしやすいまちであり、子育て世代にとっては大きな魅力となっています。

しかし、市内保育所を見ると、定員数を満たした園がある一方、定員未充足となっている園も複数発生しており、今後の園の経営に対する不安材料となっています。

各園の経営を安定化させ、民生費の抑制を図る面からも、従来の考
えに囚われない新たな定員確保策を検討する必要があります。

(例) 送迎ステーションシステムの導入、各種媒体を通じた青梅の保育に

対する魅力発信、統廃合の促進

(5) 自立支援策の充実

民生費が、年々上昇している中、生活保護の認定についても増加傾向となっていることから、自立に向けた就業支援として、リスキリング（学びなおし）に力を入れることが必要です。

また、全国的に不正受給等の問題が発生する反面、コロナ禍で仕事が減り、生活苦となっても、支援が行き届かず、苦しんでいる人もいることから、支援のあり方を検証し、改善を図る必要があります。

(6) デジタル化による事務経費の削減

国や都、市が補助する地域振興券等の発行にかかる事務経費負担削減に向け、商品券等のデジタル化を推進し、事務委託費の削減に取り組む必要があります。それにより、市内事業者のデジタル化を後押しすることにもなり、産業の活性化を図ることにもつなげることができると考えます。

(7) 地域区分にとらわれない給与配分の見直し

級地区分について、近隣市町村との均衡を図るため、国に対し見直しを求めるとともに、地域区分をもとに設定している各種手当等については、3年程度の期間で地域区分を近隣地域と同程度の条件に見直すことにより、人件費の抑制を図る必要があります。

また、人件費については抑制するばかりでなく、条例に定める人事規定や給与規定を評価制度と共に見直し、近年のジョブ型人事制度を一部取り入れ、専門職人材評価の推進や、貢献実力人事評価色を強くし、例えば、効果ある市民サービスや業務改善の提案件数、採用件数により手当や昇給額を厚くするなど、職員の貢献に応えるような人事制度に見直すことも必要です。

その他、外郭団体や企業運営への影響を少なくするために、職員数の人数規制など、補助金にかかる団体等の運営上の妨げとなるような規制の緩和を進めながら、適切な地域区分への見直しを図ることにより、企業運営に負担を掛けずに、特別会計や民生費等の行政負担軽減への波及効果が出る可能性もあります。

3 財政指標の改善

(1) 経常収支比率の改善

経常収支比率の改善については、平成22年度の93.3%の水準を当面の目標とし、今後も継続して取り組むほか、市民に対する財政指標の公表に当たっては、誤解を与えず分かりやすい表記となるよう検討する必要があります。

(例) 行財政改革推進プランを策定する際には、100%を下回ることが、

独自事業の財源余力となるなどの説明を入れる。

青梅市行財政改革推進委員会開催状況

年月日	内 容
R4. 3. 31	○青梅市行財政改革推進プラン【令和5年度～令和9年度】(仮称)に対する提言の作成について ・資料配布および説明
R4. 4. 28	○青梅市行財政改革推進プラン【令和5年度～令和9年度】(仮称)に向けた提言に対する意見交換(第1回)
R4. 5. 31	○青梅市行財政改革推進プラン【令和5年度～令和9年度】(仮称)に向けた提言に対する意見交換(第2回)
R4. 6. 30	○青梅市行財政改革推進プラン【令和5年度～令和9年度】(仮称)に向けた提言に対する意見交換(第3回)
R4. 7. 28	○青梅市行財政改革推進プラン【令和5年度～令和9年度】(仮称)に向けた提言に対する意見交換(第4回) ・提言内容について
R4. 8. 29	○青梅市行財政改革推進プラン【令和5年度～令和9年度】(仮称)に向けた提言に対する意見交換(第5回) ・提言内容について

※提言に向けた委員会のみ掲載。

青梅市行財政改革推進委員会委員名簿

職 名	氏 名	選出区分
委 員 長	菊 池 一 夫	知 識 経 験 者
職務代理	川 合 純	〃
委 員	原 島 正 之	〃
〃	手 塚 幸 子	〃
〃	宇 津 木 順 一	各 種 団 体 の 代 表
〃	小 峰 三 枝 子	〃
〃	田 邊 晃	経 営 者 の 代 表
〃	下 野 剛	労 働 組 合 の 代 表
〃	加 藤 弘 吉	公 募 委 員
〃	田 中 俊 美	〃

令和4年9月現在